

訪問看護における理学療法士等の訪問における3つの減算に関する影響調査

※回答締め切り：令和8年2月28日（土）

集計・要望の関係で、令和8年2月14日までの早期回答にご協力ください。

調査に関しては、令和7年9月末時点の状況について、
WEBアンケートフォームから、ご回答をよろしくお願ひ申し上げます。
<https://forms.gle/3DihzPJ7Nkr6b9zw5>



1. 貴事業所について

→貴事業所の基本情報や地域の状況についてお伺いします。 令和7年9月末時点の情報でご回答ください。

①貴事業所が立地する都道府県を記入してください。

都道府県（　　）

②貴事業所の開設主体を教えてください。

- 医療法人、社会福祉法人、社団・財団法人、営利法人（株式会社等）、
NPO法人、協同組合、公共団体、その他

③看護師の常勤換算数を教えて下さい（　　）人 ※小数点以下第2位は切り捨て

④療法士の常勤換算数を教えて下さい（　　）人 ※小数点以下第2位は切り捨て

⑤看護師の介護保険 訪問件数を教えて下さい（　　）件

⑥療法士の介護保険訪問件数を教えて下さい（　　）件

⑦療法士の訪問利用者数を教えて下さい（　　）名

⑧療法士の介護予防 訪問利用者数を教えて下さい（　　）名

⑨12月超えの訪問利用者数を教えて下さい（　　）名

⑩療法士の訪問における「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の提供件数を教えて下さい
(　　) 件

⑪ 貴事業所の訪問エリアに、他の訪問看護事業所からの理学療法士等の訪問も含めて対応できる、
病院・診療所等からの訪問リハビリテーションの量的な社会資源はありますか？

- 非常にあり、ややあり、どちらでもない、やや不足、非常に不足

2. 減算状況について

令和7年9月の1ヶ月間の介護レセプトの以下の項目について、算定回数をお答えください。

種類	項目	サービス内容略称	減算単位	算定回数
63	1521	予訪看 I 5・2超	142	
63	6123	予防訪問看護 12月超減算 1	5	
63	6124	予防訪問看護 12月超減算 2	15	
13	4024	訪問看護 訪問回数超過等減算	8	
63	4024	予防訪問看護 訪問回数超過等減算	8	

3. 平成30年度、令和3年度の要支援者に対する減算への対応

①-1 要支援者に対する60分訪問の50%減算へのやむを得ない運営面での対応（上位3つまで回答可）

- 訪問時間を60分から40分に短くした、訪問を終了した、訪問を受けなくした、
- 訪問件数を増やした、訪問エリアを見直した、要介護の利用者を増やした、
- 医療保険の利用者を増やした、何もしていない、その他

①-2 要支援者に対する60分訪問の50%減算へのやむを得ない経営面での対応（上位3つまで回答可）

- 給与を減らした、賞与を減らした、福利厚生を抑えた、他事業との兼務にした、
- 新規採用をひかえた、退職者の補充をしなかった、事業を縮小した、何もしていない、その他

②-1 要支援者に対する12月超えによる減算へのやむを得ない運営面での対応（上位3つまで回答可）

- 期間を設定した、訪問を終了した、訪問を受けなくした、訪問件数を増やした、
- 訪問エリアを見直した、要介護の利用者を増やした、医療保険の利用者を増やした、
- 何もしていない、その他

②-2 要支援者に対する12月超えによる減算へのやむを得ない経営面での対応（上位3つまで回答可）

- 給与を減らした、賞与を減らした、福利厚生を抑えた、他事業との兼務にした、
- 新規採用をひかえた、退職者の補充をしなかった、事業を縮小した、何もしていない、その他

③ 12月超え利用者への主疾患を教えてください。（上位3つまで回答可）

- 悪性新生物、内分泌・栄養及び代謝疾患、精神および行動の障害、神経系の疾患、
- 循環器系の疾患、呼吸器系の疾患、筋骨格系及び結合織等の疾患、その他

④12月超え減算利用者の12月目と令和7年9月末時点のIADLの変化をおしえてください。

※IADLスケール（日本語版FAI：Frenchay Activities Index、老研式活動能力指標等）を用いて比較してください。

④-1 点数が改善している人（人数）（ ）

④-2 点数を維持している人（人数）（ ）

④-3 点数が低下している人（人数）（ ）

④-4 点数が改善している人のうち、点数に反映しない更なる活動の改善がみられる人（人数）（ ）

④-5 点数を維持している人のうち、点数に反映しない活動の改善がみられる人（人数）（ ）

④-6 点数が低下している人のうち、点数に反映しない活動の改善がみられる人（人数）（ ）

⑤ 12月を超えても継続している理由（上位3つまで回答可）

移行できるサービスがない、今後低下のリスクが高いから、今後も改善の可能性があるから、

維持させることが目的だから、本人の強い希望、家族の強い希望、主治医の意向、

ケアマネジャーの意向、その他

⑥ 12月超減算利用者への看護師の訪問援助内容（上位3つまで回答可）

病状観察、本人の療養指導、リハビリテーション、家族等の介護指導・支援、

身体の清潔の援助、排せつの援助、認知症・精神障害に対するケア、栄養・食事の援助、

服薬管理・指導、医療処置、フットケア、その他

⑦ 要支援者に対する減算は、利用者にどのような影響を与えていますか？（自由回答）

（ ）

4. 令和6年度からの看護師との訪問回数の比率による減算への対応

① 令和6年度からの看護師との訪問回数の比率による減算へのやむを得ない運営面での対応（上位3つまで回答可）

訪問件数を増やした、60分訪問を増やした、医療保険利用者を増やした、

訪問エリアを見直した、何もしていない、その他

② 令和6年度からの看護師との訪問回数の比率による減算へのやむを得ない経営面での対応（上位3つまで回答可）

給与を減らした、賞与を減らした、福利厚生を抑えた、他事業との兼務にした、

新規採用をひかえた、退職者の補充をしなかった、事業を縮小した、何もしていない、その他

③ 看護師との訪問回数の比率による減算は、利用者にどのような影響を与えていますか？（自由回答）

（ ）

5. 減算による処遇改善・経営への影響について

① 職員への処遇改善について教えてください。

①-1 看護師への平均的な処遇改善額（　）円

①-2 療法士への平均的な処遇改善額（　）円

② 処遇改善の財源について教えてください。（上位3つまで回答可）

医療保険の訪問看護ベースアップ加算、 事業収益からの自主財源、

介護職員等処遇改善（兼務の場合）、 他の医療又は介護事業財源、 その他

③ 減算による看護師への処遇改善の影響について教えてください。

非常に悪い影響あり・ やや悪い影響あり・ どちらでもない・ やや良い影響あり・ 非常に良い影響あり

④ 減算による療法士への処遇改善の影響について教えてください。

非常に悪い影響あり・ やや悪い影響あり・ どちらでもない・ やや良い影響あり・ 非常に良い影響あり

⑤ 減算による経営への影響

非常に悪い影響あり・ やや悪い影響あり・ どちらでもない・ やや良い影響あり・ 非常に良い影響あり

6. 減算による令和8年度以降の賃上げへの影響について

① 減算による看護師の令和8年度以降の賃上げへの影響

非常に悪い影響あり・ やや悪い影響あり・ どちらでもない・ やや良い影響あり・ 非常に良い影響あり

② 減算による療法士の令和8年度以降の賃上げへの影響

非常に悪い影響あり・ やや悪い影響あり・ どちらでもない・ やや良い影響あり・ 非常に良い影響あり

③ 平成30年から続く3回の減算改定に関して、利用者目線、職員目線または事業者目線で率直なご意見をお書きください。（自由回答）

（　　）

④ 今回のアンケート結果や制度の情勢を鑑み、追加でアンケートを企画する場合があります。お送り頂いたメールアドレスに再度ご依頼してもいいですか？

依頼してもいい、 依頼は遠慮したい

調査へのご協力ありがとうございました。

2026年1月25日

訪問看護ステーション 経営者・管理者各位

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団
理事長 半田一登

訪問看護における理学療法士等の訪問における3つの減算に関する利用者等への影響調査
ご協力のお願い

日頃は当財団の事業にご協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、平成30年、令和3年度、令和6年度の介護報酬改定にて連続して行われた訪問看護における理学療法士等の訪問に対する減算に関して、全国の臨床現場より、様々な側面への影響が報告されています。

- 1) 平成30年度：要支援者に対する60分訪問の減算
- 2) 令和3年度：介護予防訪問看護の12月超えの利用者の減算
- 3) 令和6年度：看護師との訪問回数比率での減算

このため減算を受けている全国の訪問看護事業所において、理学療法士等の訪問に対する減算が、利用者のサービス提供において、また職員の処遇改善、事業所経営にどのように影響しているのかをより具体的に調査したいと考えております。回答者は、管理者および経営者をお願い致します。調査結果は、関係団体と共有し、制度要望の根拠として活用させて頂きます。また、当財団ホームページでも公表します。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、是非とも、WEBアンケート調査にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

回答用WEBアンケートフォーム

<https://forms.gle/3DihzPJ7Nkr6b9zw5>

※回答締め切り：令和8年2月28日（土）

集計・要望の関係で、令和8年2月14日までの早期回答にご協力ください。



<本調査の情報の取り扱い>

本調査でご回答いただいた情報は、取扱いに十分注意し、事業所が特定されないよう統計的に処理を行います。また調査以外の目的で使用することはありません。本調査にご回答頂くことで、本調査の目的や個別情報の取り扱いに関して同意をされたものとみなします。

<アンケート調査事務局>

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団

〒020-0032 岩手県盛岡市夕顔瀬町4-32-B202

アンケート担当：制度化班 吉良

お問い合わせメール：hvrpfseidokahan@gmail.com

※回答内容に関して、こちらからメールでお問い合わせする場合があります。

2026年1月25日

公益社団法人 日本理学療法士協会
会長 斎藤秀之様

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団
理事長 半田一登

訪問看護における理学療法士等の訪問における3つの減算に関する利用者等への影響調査 ご協力のお願い

日頃は当財団の事業にご協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、平成30年、令和3年度、令和6年度の介護報酬改定にて連続して行われた訪問看護における理学療法士等の訪問に対しての減算に関して、全国の臨床現場より、様々な側面への影響が報告されています。

- ① 平成30年度：要支援者に対する60分訪問の減算
- ② 令和3年度：介護予防訪問看護の12月超えの利用者の減算
- ③ 令和6年度：看護師との訪問回数比率での減算

このため減算を受けている全国の訪問看護事業所において、理学療法士等の訪問に対する減算が、利用者のサービス提供において、また職員の待遇改善、事業所経営にどのように影響しているのかをより具体的に調査したいと考えております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、是非とも、貴団体の会員にWEBアンケート調査の周知を賜りたくお願い申し上げます。

回答用WEBアンケートフォーム

<https://forms.gle/3DihzPJ7Nkr6b9zw5>



※別紙調査票をご参照の上、ご回答をよろしくお願い申し上げます。

※回答締め切り：令和8年2月28日（土）

集計の関係で、**令和8年2月14日**までの早期回答にご協力ください。

<アンケート調査事務局>

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団

〒020-0032 岩手県盛岡市夕顔瀬町4-32-B202

アンケート担当：制度化班 吉良

お問い合わせメール：hvrpfseidokahan@gmail.com